

伊 方 町
循環型社会形成推進地域計画

平成28年12月変更

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	広域化の検討状況	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1)	一般廃棄物（ごみ）処理の現状	2
(2)	生活排水処理の現状	3
(3)	一般廃棄物（ごみ）処理の目標	4
(4)	生活排水処理の目標	6
3	施策の内容	6
(1)	発生抑制・再使用の推進	6
(2)	処理体制	7
(3)	処理施設の整備	11
(4)	施設整備に関する計画支援事業	12
(5)	その他の施策	12
4	計画のフォローアップと事後評価	13
(1)	計画のフォローアップ	13
(2)	事後評価及び計画の見直し	13
5	添付資料及び様式類	

添付資料及び様式類

対象区域図	-----	添付資料1
様式1（循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1）	-----	添付資料2～3
目標の設定に関するグラフ等	-----	添付資料4～6
様式2（循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2）	-----	添付資料7
様式3（地域の循環型社会形成推進のための施策一覧）	-----	添付資料8
参考資料様式 1（施設概要：リサイクル施設系）	-----	添付資料9
参考資料様式 5（施設概要：浄化槽系）	-----	添付資料10
参考資料様式 6（計画支援概要）	-----	添付資料11

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名：愛媛県伊方町

(平成17年4月1日 旧伊方町、旧瀬戸町、旧三崎町が合併)

面積：93.98km²

人口：10,382人（平成27年4月1日現在）

表-1 対象地域の内訳

市町村名	伊方町
面積 (km ²)	93.98
人口 (人)	10,382
地域指定	過疎地域、半島地域

(2) 計画期間

本計画は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を計画期間とし、計画目標年度を平成33年度とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本町は、愛媛県の西南部の豊予海峡に突き出した日本一細長い佐田岬半島に位置し、総面積は93.98km²で愛媛県全域の約1.7%を占めている。基幹産業は、農業・水産業であり、柑橘類栽培、沿岸漁業・養殖業が盛んである。

本町は、施設の老朽化やダイオキシン類の発生を抑制するため、平成14年9月から可燃ごみの処理を八幡浜市（八幡浜南環境センター）に委託している。

平成21年度にリサイクルセンターを整備し、びん類、缶類、ペットボトル、プラスチック等の処理を行っている。これにより、町内に分散していた施設の集約化と、効率的・合理的なシステム構成により、充実した資源選別処理が可能となり、資源化率の向上を進めている。

また、平成24年度には最終処分場を整備し、不燃ごみを埋め立てており、粗大ごみの中間処理を行うなど延命化に努める。

ごみ焼却施設に関しては、県のごみ処理の広域化計画に基づき関係する自治体と調整を進めている。

一方、公共用水域を見ると、本町は宇和海、伊予灘に周囲を囲まれ、海辺の環境保全や漁業などを考慮した水質保全は重要な課題となっており、水質の一層の改善を図る観点から、合併処理浄化槽の普及促進並びに下水道及び漁業集落排水への接続促進に努める。

(4) 広域化の検討状況

「愛媛県のごみ処理広域化計画（平成10年3月）」の下に発足した「八幡浜ブロックごみ処理広域化計画推進協議会」により、八幡浜ブロックでは、大洲圏と八幡浜圏の2地区それぞれにおいて、施設整備の効率的な推進及び検討が行われている。

本町が所在している八幡浜圏では、現在、八幡浜南環境センターにおいて本町、八幡浜市、西予市で排出される可燃ごみを広域的に処理している。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理の現状

平成26年度の一般廃棄物の排出・処理状況は、図-1のとおりである。

総排出量は3,386トンであり、再生利用される総資源化量は648トン、リサイクル率は20.3%である。

中間処理による減量化量は2,084トンであり、排出量の概ね65%が減量化されている。また、排出量のうち468トン、14.6%が埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち焼却量は2,326トンである。

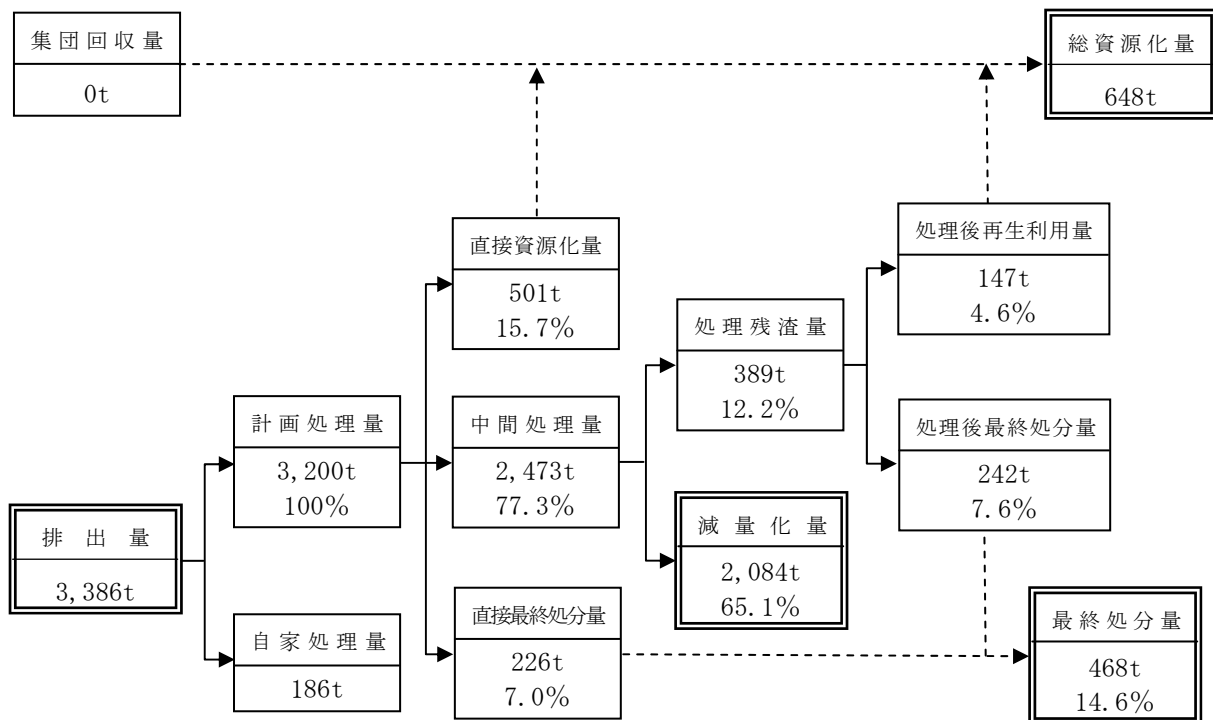


図-1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成26年度）

(2) 生活排水処理の現状

平成26年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥の排出量は図-2のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で10,402人であり、水洗化人口は4,279人、汚水衛生処理率は41.1%である。

し尿発生量は1,929kℓ /年、浄化槽汚泥発生量は2,844kℓ /年であり、処理・処分量は4,773kℓ /年である。

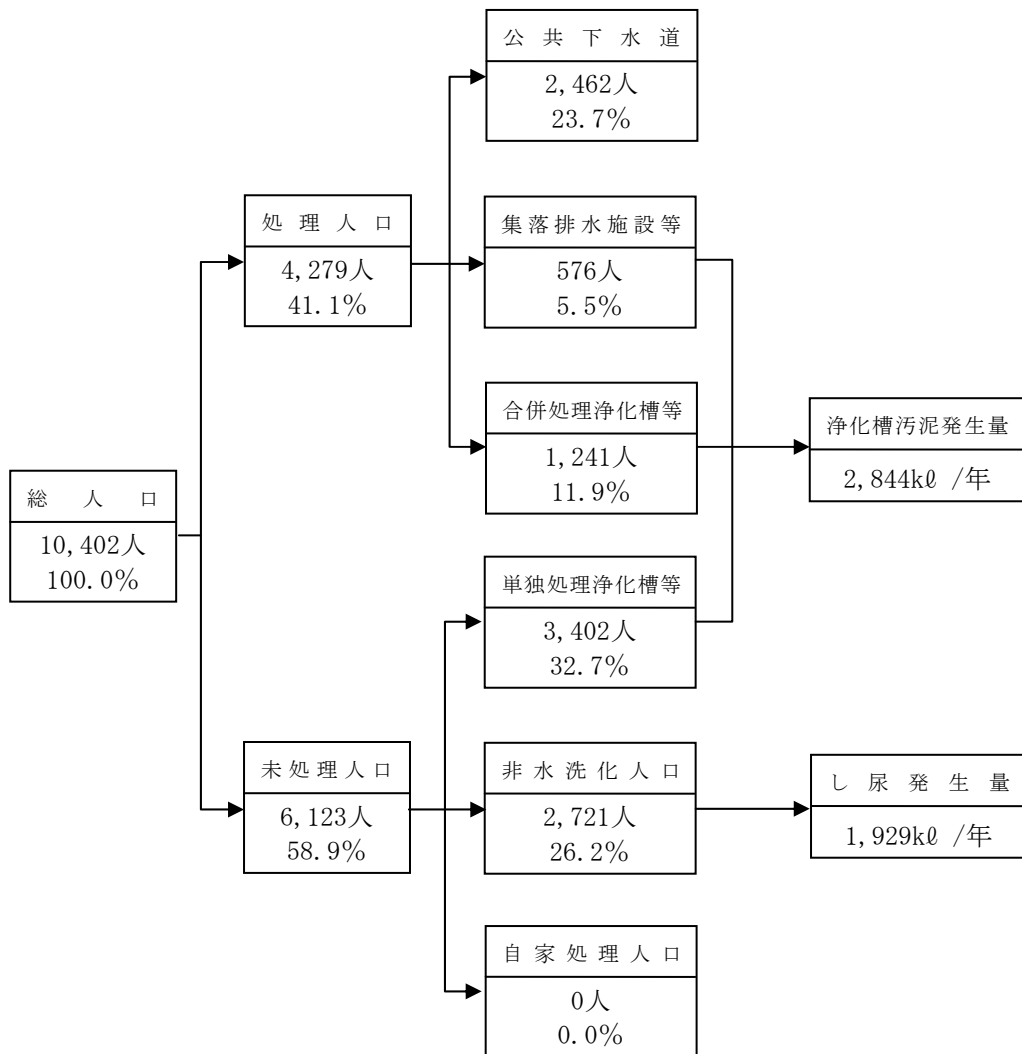


図-2 生活排水の処理状況フロー（平成26年度）

(3) 一般廃棄物（ごみ）処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表-2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表-2 減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標		現状（割合 ^{※1} ） （平成26年度）	目標（割合 ^{※1} ） （平成33年度）
排 出 量	事業系 総排出量	391トン	350トン（-10.5%）
	1 事業所当たりの排出量 ^{※2}	0.75トン/事業所	0.67トン/事業所（-10.7%）
	家庭系 総排出量	2,809トン	2,527トン（-10.0%）
	1人当たりの排出量 ^{※3}	266.5kg/人	266.6kg/人（-0.0%）
合 計	事業系家庭系排出量合計	3,200トン	2,877トン（-10.1%）
再生利用量	直接資源化量	501トン（15.7%）	512トン（17.8%）
	総資源化量（集団回収を含む） ^{※4}	648トン（20.3%）	645トン（22.4%）
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量）	—	—
減 量 化 量	中間処理による減量化量	2,084トン（65.1%）	1,970トン（68.5%）
最終処分量	埋立最終処分量	468トン（14.6%）	262トン（9.1%）

事業所数：522事業所 平成24年経済センサス活動調査

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

※4 (総資源化比率) = 総資源化量(集団回収量を含む) / (事業系・家庭系排出量合計+集団回収量)

(指標の定義)

排 出 量 : 事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位: トン]

再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

熱回収量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh]

減 量 化 量 : 中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位: トン]

最終処分量 : 埋立処分された量 [単位: トン]

平成33年度の総ごみ排出量は、3,044トンであり、再生利用される総資源化量は645トン、リサイクル率は22.4%である。

中間処理による減量化量は1,970トンであり、排出量の約68%を減量化する。また、排出量の約9%にあたる262トンを埋め立てる。

なお、中間処理量のうち焼却量は2,106トンである。

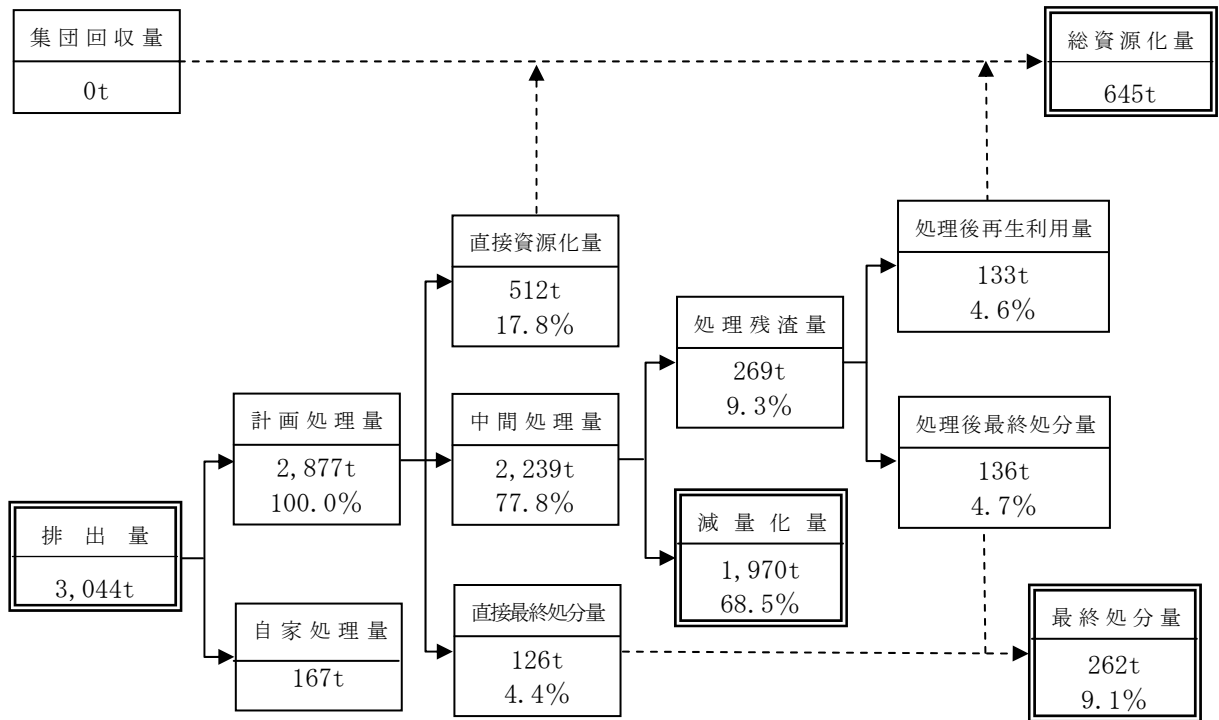


図-3 目標達成時（平成33年度）の一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表-3に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の普及促進を図るものとする。

表-3 生活排水処理に関する現状と目標

区 分		平成26年度現状	平成33年度目標
処理 形態 別人 口	合併処理浄化槽等	1,241人 (11.9%)	1,324人 (14.0%)
	公共下水道	2,462人 (23.7%)	3,542人 (37.4%)
	集落排水施設等	576人 (5.5%)	788人 (8.3%)
	未処理人口	6,123人 (58.9%)	3,820人 (40.3%)
合 計		10,402人 (100.0%)	9,474人 (100.0%)
し 尿・ 汚泥 の量	汲み取りし尿量	1,929キロリットル	711キロリットル
	浄化槽汚泥量	2,844キロリットル	2,291キロリットル
	合 計	4,773キロリットル	3,002キロリットル

3 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の推進

ア 有料化

本町では、ごみ排出量に応じた負担の公平化や住民の意識改革を進めるため、指定ごみ袋販売による有料化を平成20年度に実施した。また、粗大ごみについては手数料を改定した。

- ・ 可燃ごみ：大19円/枚・中15円/枚・小12円/枚
- ・ 不燃ごみ：中15円/枚
- ・ 粗大ごみは品目ごとに手数料を設定する。

なお、ごみ袋の販売については、平成20年度から実施している。

イ 環境教育・普及啓発・助成

教育委員会などと連携し、小・中学生を対象とした環境教育を実施することを検討するとともに、親子で参加できるごみ問題・環境問題をテーマにした学習会などを設け、広く知識・情報の提供を行う。また、ごみの発生抑制や減量化・資源化に対する意識がライフスタイルとして定着するよう、広報誌やホームページ、パンフレット等を活用し情報提供を行う。

更に、ごみ減量化を推進するために現在実施しているコンポスト機器等の利用促進を図る。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

マイバッグ運動やレジ袋の不使用など、過剰包装の自粛について広報誌等を活用し情報提供を行う。

エ 厨芥類削減の取組強化

コンポスト機器の購入費助成金制度を継続するとともに、制度の周知を図り利用者を増加し、生ごみの発生抑制と再生利用を推進する。

食べ残しを極力減らすことなどにより、生ごみそのものを減らすとともに、生ごみが水分を多く含んでいることから、家庭での水切りなどの積極的な取組を広報誌及びチラシの戸別配布などによって啓発する。

オ 事業系一般廃棄物削減の取組強化

事業系の生ごみにおいてもコンポスト機器等による資源化を推進し、オフィスペーパーの資源化と啓発に取り組み、事業系一般廃棄物の発生抑制と再生利用を推進する。

カ 生活排水対策の啓発

合併処理浄化槽、下水道、集落排水等を利用することによる環境保全や発生源における水質保全対策について、広報誌等によって情報の提供を行う。

(2) 処理体制

ア 家庭系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表-4のとおりである。

現状のごみ処理体制として可燃ごみは、八幡浜南環境センターで委託処理を行い、不燃ごみは、一般廃棄物最終処分場へ直接埋立している。

資源ごみについては、リサイクルセンターにて、びん類、缶類、ペットボトル、プラスチック等の処理を行う。これにより、町内に分散している施設の集約化と、効率的・合理的なシステム構成により、充実した資源選別処理が可能となり、資源化を推進している。

今後の処分体制については、図-4に示すように、可燃ごみについては広域処理を推進する。

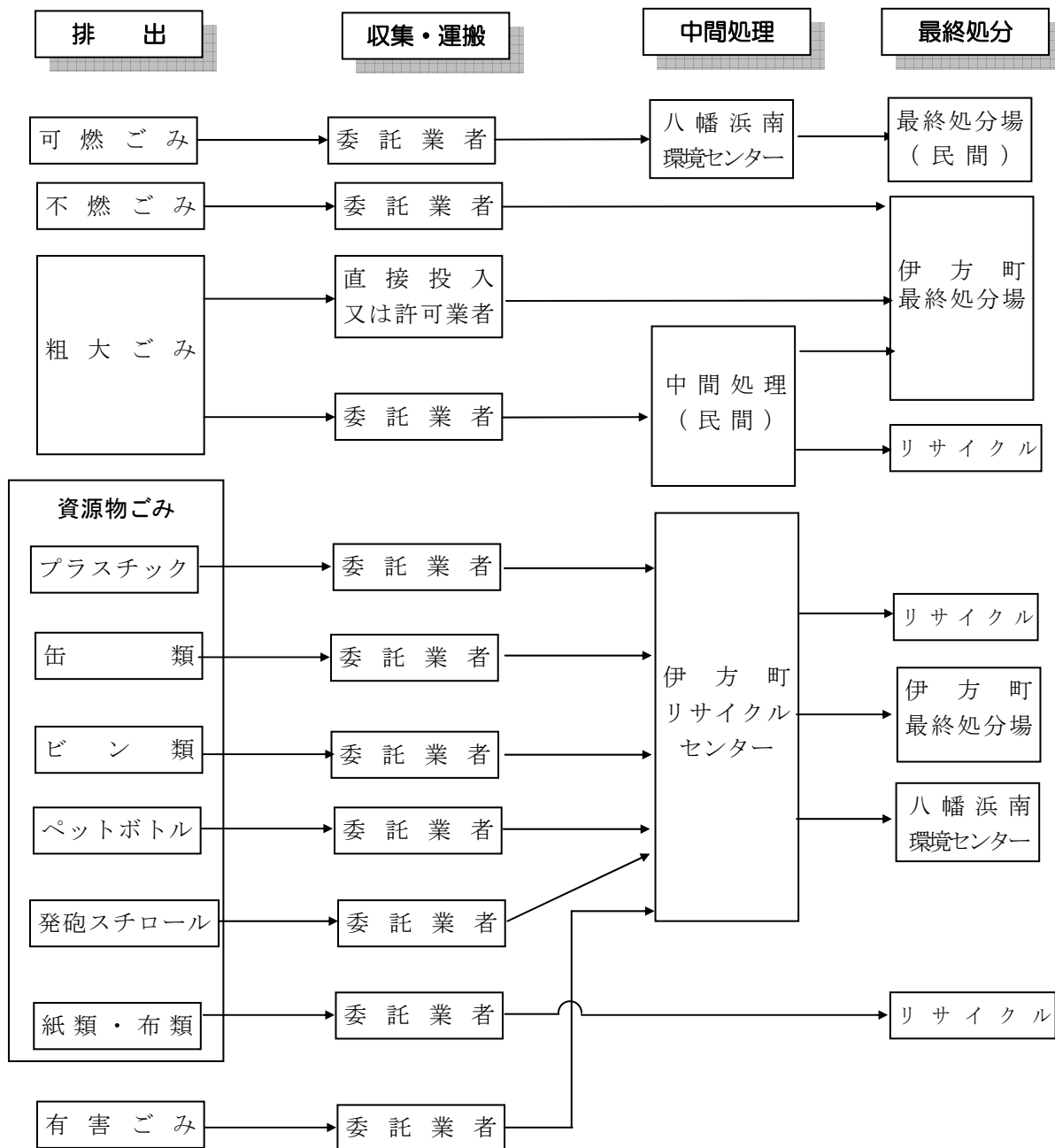


図-4 ごみ処理・処分体制

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみは、事業者自らの責任において処理するとともに、旅館・飲食店等で発生する生ごみや事務所等から発生するオフィスペーパーの減量化・資源化について徹底するよう啓発活動を推進する。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状では、産業廃棄物の処理は実施していない。また、今後とも実施しない方針である。

エ 生活排水処理の現状と今後

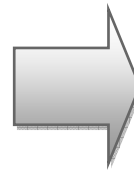
生活排水の処理については、合併処理浄化槽の普及促進とともに、下水道及び漁業集落排水への接続を促進し、処理率の向上を図る。

オ 今後の処理体制の要点

- ◆ 可燃ごみについては、広域化による処理を推進する。
- ◆ リサイクルセンターにおける資源の選別を推進する。
- ◆ 最終処分場での適正処分を推進する。
- ◆ 事業系生ごみ、オフィスペーパー等の資源化を強化する。

表-4 家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状（平成26年度）					今 後 （平成 33年度）
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (ト)	
		一次処理	二次処理		
可燃ごみ	焼却	八幡浜南環境センター	焼却残渣委託処分	2,261	2,033
不燃ごみ	埋立	伊方町最終処分場	—	140	
粗大ごみ	リサイクル	処理委託	リサイクル	1	1
	埋立		伊方町最終処分場		
資源ごみ	—	—	—	—	—
・缶類	リサイクル	伊方町リサイクルセンター	売却	34	35
・びん類			処理委託	76	69
・ペットボトル			処理委託	28	28
・プラスチック製容器			処理委託	63	62
・紙類、段ボール、紙パック等		売却	—	315	360
・古着、その他		売却	—	11	10
・有害ごみ（乾電池、蛍光灯、体温計等）		伊方町リサイクルセンター	処理委託	5	4
・選別金属類		伊方町最終処分場	処理委託	181	148



(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

「(2)処理体制」で処理を行うため表-5のとおり必要な施設整備を行う。

表-5 整備する処理施設

番号	施設種類	事業名	事業規模	建設予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設	伊方町リサイクルセンターストックヤード整備事業	A=260m ²	伊方町	H29

(整備理由)

整理番号1：リサイクルセンターの機能充実のため

以下に現有施設の概要を示す。

表-6 現在の施設の概要

番号	市町村名	現有施設	処理する廃棄物	処理能力 事業規模	所在地	稼働年月
【ごみ焼却施設】						
1	八幡浜市	八幡浜南環境センター	可燃ごみ	56t	八幡浜市若山9-40	H9.4
【粗大ごみ処理施設以外の資源化を行う施設】						
2	伊方町	資源ごみ保管倉庫	有害ごみ	0.027 t/h	伊方町九町字アラカヤ	H9.4
3	伊方町	伊方町リサイクルセンター	缶、ビン、ペットボトル、発泡スチロール	1.2t/日	伊方町九町字アラカヤ	H22
【最終処分場】						
4	伊方町	伊方町一般廃棄物最終処分場	不燃・粗大・焼却残渣	19,700m ³	伊方町九町字アラカヤ	H25
【し尿処理施設】						
5	八幡浜地区施設事務組合	一楽園	し尿及び浄化槽汚泥	52kℓ	八幡浜市保内町喜木1-5-2	S61.2

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の普及促進については、表-7のとおり行う。

表-7 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済 基数(基) (平成26年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽市町村整備推進事業	240	75	206	H28～32

(4) 施設整備に関する計画支援事業

「(3)処理施設の整備」に先立ち、表-8のとおり計画支援事業を行う。

表-8 実施する計画支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間
31	伊方町リサイクルセンターストックヤード整備 事業に伴う調査・設計等事業	調査・設計等	H28

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

ア 再生利用品の需要拡大事業

選別された資源化物は、再生業者への流通を図り再生利用するとともに、リサイクル品として活用できるものはリサイクル業者への流通を図り、需要の拡大を促進する。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策

不法投棄防止のための体制を整備するとともに、現状復帰の迅速化を促進する。

- ◆ 空き地の管理者への指導
- ◆ 看板、柵、防犯機器の設置
- ◆ パトロール、監視の強化、注意の呼び掛け
- ◆ 住民、関係機関等との連携
- ◆ ごみ散乱の予防と撤去（環境美化運動等）

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害発生時に備え、防災体制の整備を推進する。災害時の一般廃棄物及び災害により発生する廃棄物について収集・運搬、処理・処分が迅速に行えるよう、愛媛県、近隣自治体との連携を図りながら対策を講じていく。

災害時の仮置場の候補地

- ◆ 状況により一時的に交通の障害にならない場所
- ◆ 愛媛県、町有空地
- ◆ 既存処分場敷地内

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本町は毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて愛媛県及び国と、意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

本計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。



図-1 対象区域図

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(平成28年度)

1 地域の概要

(1)地域名	伊 方 町	(2)地域内人口	10,382 人	(3)地域面積	93.98 km ²
(4)構成市町村等名	伊方町	(5)地域の要件 *	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 (半島) (過疎) その他		
(6)構成市町村					

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目 標	
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成33年度	
排 出 量	事業系 総排出量(トン)	214	258	333	332	391	350 (-10.5%)	
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	0.31	0.38	0.64	0.64	0.75	0.67 (-10.7%)	
	家庭系 総排出量(トン)	2,840	2,922	2,873	2,845	2,809	2,527 (-10.0%)	
	1人当たりの排出量(kg/人)	244.4	257.6	258.7	263.4	266.5	266.6 (-0.0%)	
	合 計 事業系家庭系排出量合計(トン)	3,054	3,180	3,206	3,177	3,200	2,877 (-10.1%)	
再 生 利 用 量	直接資源化量(トン)	392 (12.8%)	411 (12.9%)	404 (12.6%)	284 (8.9%)	501 (15.7%)	512 (17.8%)	
	総資源化量(トン)	590 (19.3%)	591 (18.6%)	550 (17.2%)	468 (14.7%)	648 (20.3%)	645 (22.4%)	
熱 回 収 量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	-	-	
中 間 処 理 に よ る 減 量 化 量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	1,995 (65.3%)	2,091 (65.8%)	2,109 (65.8%)	2,060 (64.8%)	2,084 (65.1%)	1,970 (68.5%)	
最 終 処 分 量	埋立最終処分量(トン)	469 (15.4%)	498 (15.7%)	547 (17.1%)	649 (20.4%)	468 (14.6%)	262 (9.1%)	

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付(添付資料-4.5)する。

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施 設 種 別	事 業 主 体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備 考	
		形式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	形式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)		
八 幡 浜 南 環 境 セ ン タ ー	八幡浜市	准連続燃焼式	有	28t/16h×2炉	H9. 4	-	-	-	-	-	-	-
伊 方 町 サ イ ク ル セ ン タ ー	伊方町	選別・圧縮・保管	有	1.2t/日	H22.4	H30.3	ストックヤードの新設	保管等	H30.3	A=260m ²		
伊 方 町 資 源 ご み 保 管 庫	伊方町	保管	無	0.027t/h	H9.4	-	-	-	-	-		
伊 方 町 一 般 廃 棄 物 最 終 処 分 場	伊方町	管理型	有	19,700m ³	H25. 4	-	-	-	-	-		
一 築 園	八幡浜地区施設事務組合	標準脱窒素処理方式	有	52kL/日	S61. 4	-	-	-	-	-		

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付(添付資料-1)する。

添付資料-2

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成33年度
総人口		11,420	11,118	10,899	10,637	10,402	9,474
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口(人)	1,369	1,348	1,502	1,324	1,241	1,324
	汚水衛生処理率	12.0 %	12.1 %	13.8 %	12.4 %	11.9 %	14.0 %
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口(人)	1,888	2,217	2,570	2,647	2,462	3,542
	汚水衛生処理率	16.5 %	19.9 %	23.6 %	24.9 %	23.7 %	37.4 %
集 落 排 水 処 理 施 設 等	汚水衛生処理人口	423	493	452	586	576	788
	汚水衛生処理率	3.7 %	4.4 %	4.1 %	5.5 %	5.5 %	8.3 %
未 処 理 人 口	汚水衛生未処理人口(人)	7,740	7,060	6,375	6,080	6,123	3,820
	汚水衛生未処理率	67.8 %	63.6 %	58.5 %	57.2 %	58.9 %	40.3 %

※ 別添資料として生活排水処理形態別トレンドグラフを添付(添付資料-6)する。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施 設 種 別	事 業 主 体	現 有 施 設 の 内 容			整 備 予 定 基 数 の 内 容			備 考
		基 数	処理人口	開始年月	基 数	処理人口	目標年次	
浄化槽市町村設置整備事業	伊方町	240	528	H11.4	75	206	平成33年	H28~32

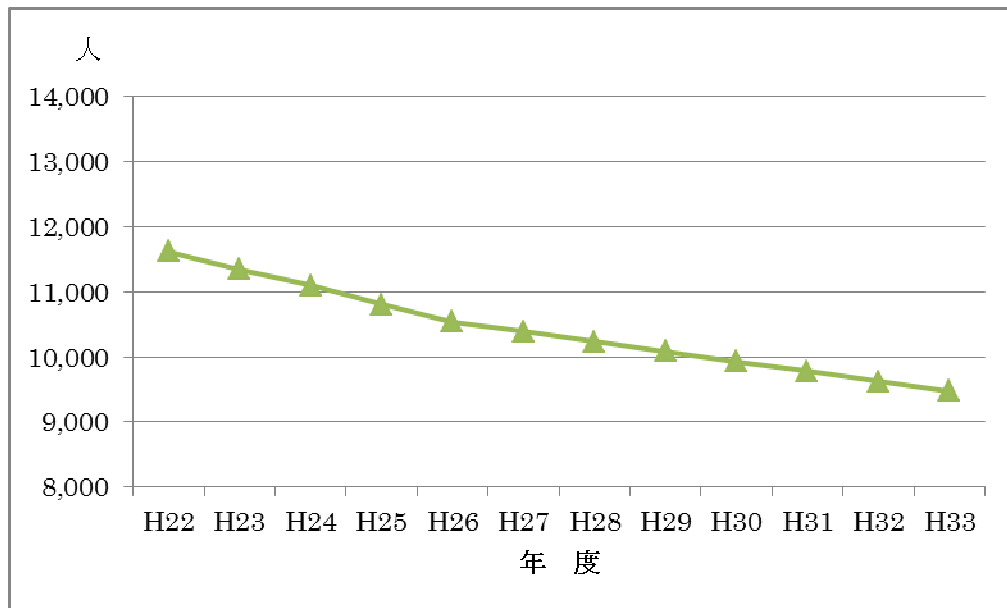


図-2 計画収集人口

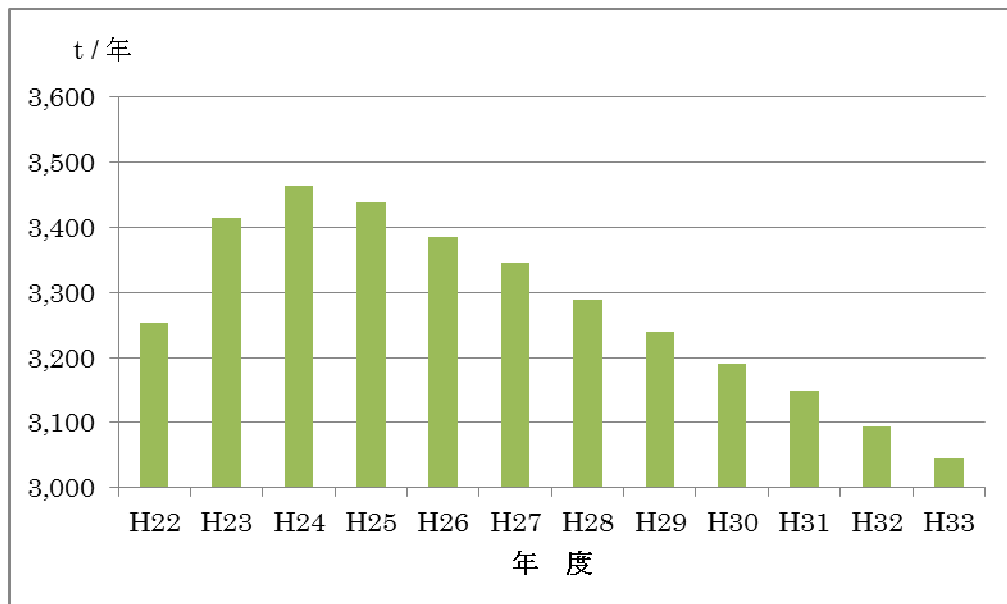


図-3 排出量の実績と将来予測

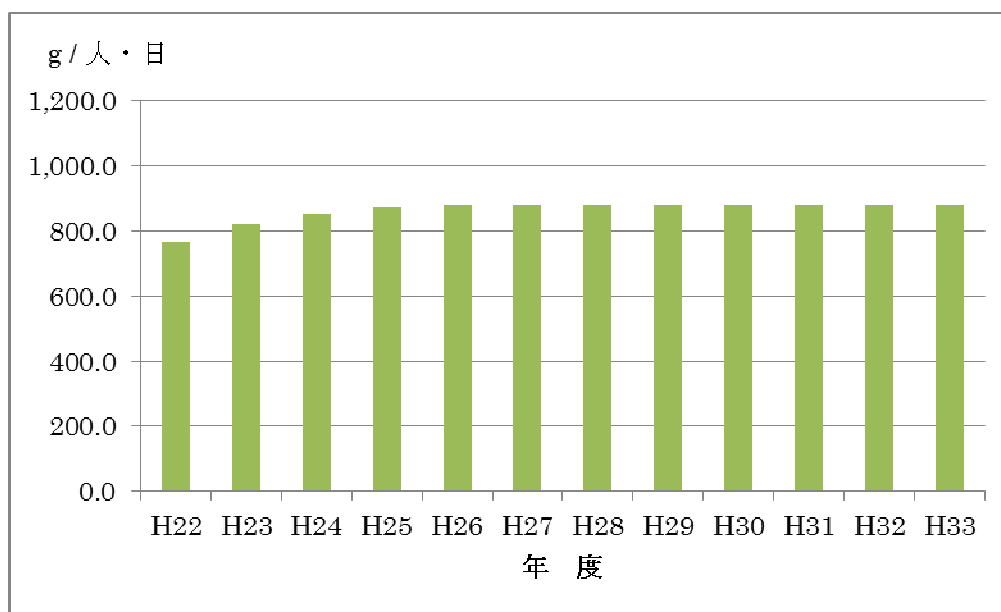


図-4 1人当たりの排出量の実績と将来予測

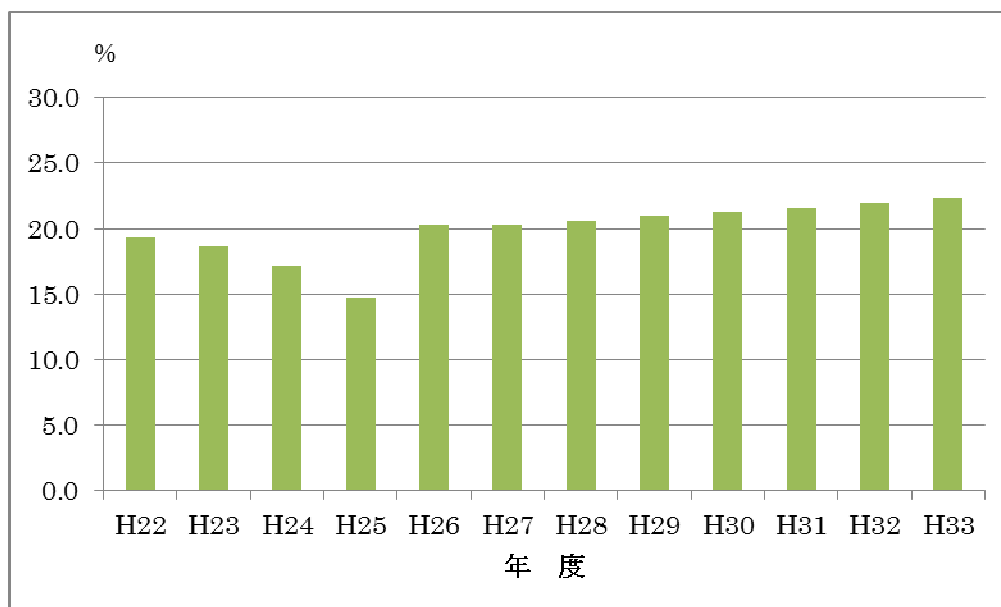


図-5 リサイクル率の実績と将来予測

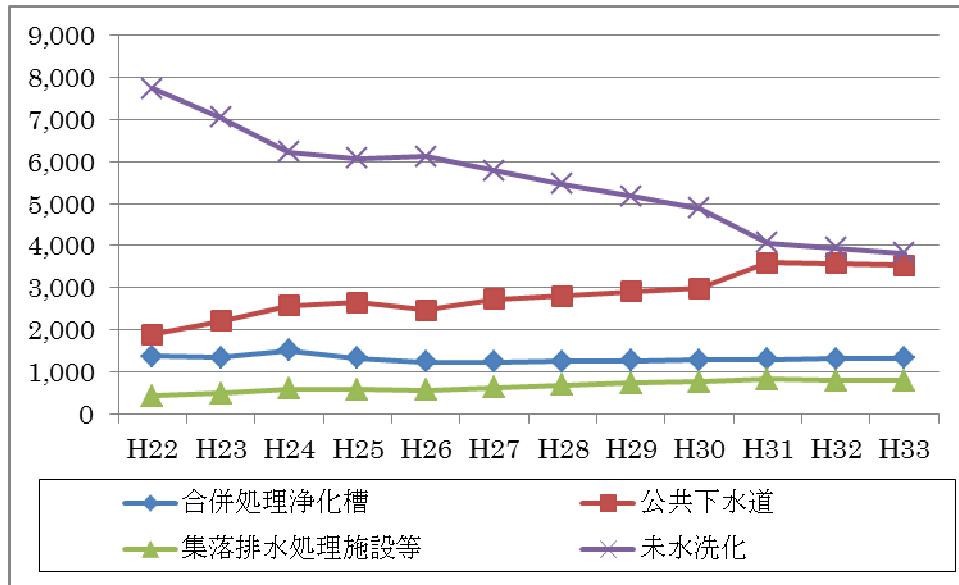


図-6 生活排水処理形態別人口の実績と将来予測

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 2 8 年度)

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考			
			単位		開始	終了	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度				
○再生利用に関する事業							48,350		48,350				48,350		48,350					
伊方町リサイクルセンターストック ヤード整備事業	1	伊方町	260	m ²	H29	H29	48,350		48,350				48,350		48,350					建設期間 H29
○水循環に関する事業							69,885	13,977	13,977	13,977	13,977	13,977	69,885	13,977	13,977	13,977	13,977	13,977	13,977	
浄化槽市町村整備推進	3	伊方町	75	基	H28	H32	69,885	13,977	13,977	13,977	13,977	13,977	69,885	13,977	13,977	13,977	13,977	13,977	13,977	前計画からの 引継ぎ
○施設整備に関する計画支援事業							1,706	1,706	0	0	0	0	1,706	1,706	0	0	0	0	0	
伊方町リサイクルセンターストック ヤード整備事業に伴う計画・調査・ 設計等事業	31	伊方町			H28	H28	1,706	1,706					1,706	1,706						
合 計							119,941	15,683	62,327	13,977	13,977	13,977	119,941	15,683	62,327	13,977	13,977	13,977		

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	年度					備 考	
					開始	終了		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度		
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	有料化の実施	可燃ごみ、不燃ごみの有料化実施、粗大ごみは品目毎に手数料設定。	町	H28	H32		有料化の実施						
	12	環境教育・普及啓発・助成	環境教育・普及啓発・助成の推進	町	H28	H32		環境学習・普及啓発・助成の推進						
	13	マイバック運動・レジ袋対策	マイバック運動・過剰包装の抑制などを啓発・指導	町	H28	H32		マイバック運動・レジ袋対策の推進						
	14	厨芥類削減の取組強化	コンポスト容器等による生ごみの堆肥化を推進	町	H28	H32		厨芥類削減の取組強化						
	15	生活排水対策の啓発	合併処理浄化槽の利用を促進	町	H28	H32		生活排水対策の啓発					関連事業3, 4	
処理体制の構築、変更に関するもの	21	分別区分の統一	分別区分、収集回数、排出方法の統一	町	H28	H32		分別区分の統一					関連事業1	
	22	事業系廃棄物の減量化・資源化	事業者責任の啓発、発生抑制・資源化の指導、農業系バイオマス、下水道汚泥のリサイクルの推進	町	H28	H32		事業系廃棄物の減量化・資源化						
処理施設の整備に関するもの	1	中間処理施設の整備	リサイクルセンターの整備 ストックヤードの整備	町	H29	H29	○							関連事業21
	3	浄化槽市町村整備	市町村設置型合併浄化槽の設置を推進	町	H28	H32	○	浄化槽市町村整備					関連事業15	
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	伊方町リサイクルセンターストックヤード整備事業に伴う支援事業	設計等事業	町	H28	H28	○							関連事業1
その他	41	再生利用品の需要拡大事業	再生事業者等の確保、需要の拡大	町	H28	H32		利用の促進、啓発						
	42	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。	町	H28	H32		普及啓発						
	43	不法投棄対策	看板の設置やパトロール・住民への呼びかけなどを行いながら、新たな対策を取り入れるように体制を整備する	町	H28	H32		パトロールの強化						
	44	災害時の廃棄物処理に関する事項	災害廃棄物処理体制の構築、近隣市町との協力	町	H28	H32		体制の整備						

マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンターストックヤード)

都道府県名 愛媛県

(1) 事業主体名	伊方町	
(2) 施設名称	伊方町リサイクルセンターストックヤード	
(3) 工期	平成 29 年度	
(4) 施設規模	処理能力	A=260m ²
(5) 処理方式	保管	
(6) 地域計画内の役割	処理の集約、リサイクル率の向上	
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有	無

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその利用料	
--------------------	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) スtockヤード対象物	缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、乾電池等
------------------	--------------------------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	
-----------------------	--

(12) 事業計画額	48,350千円
------------	----------

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 愛媛県

(1) 事業主体名	伊方町
(2) 事業名称	浄化槽市町村整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	町内に現存する単独処理浄化槽及び汲み取り式便槽では処理することのできない生活雑排水が河川の水質汚濁の主な原因であることが考えられるため、合併処理浄化槽への切り替えを促進していく。
(4) 事業期間	H28年度～H32年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽市町村整備推進事業実施要綱第3の(1)のアに該当する地域 (エ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に規定する過疎地域であって、環境大臣が適当と認める地域 (カ) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域内の、農業集落排水施設の処理区域周辺地域として環境大臣が適当と認める地域 (キ) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の規定により指定された漁港の背後の漁場集落及びその周辺地域等であって、環境大臣が適当と認める地域 (ク) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園地域 (サ) 既に事業を実施している地域
(6) 事業計画額	69,885千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽市町村整備推進事業の場合】

区分	交付対基数 (206 人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	60基 (151 人分)	基	837千円	50,220千円	50,220千円
6～7人槽	10基 (30 人分)	基	1,043千円	10,430千円	10,430千円
8～10人槽	5基 (25人分)	基	1,375千円	6,875千円	6,875千円
11～15人槽	基 (人分)	基			
16～20人槽	基 (人分)	基			
21～25人槽	基 (人分)	基			
26～30人槽	基 (人分)	基			
31～40人槽	基 (人分)	基			
41～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
事務費等				2,360千円	2,360千円
合計	75基 (206人分)	基		69,885千円	69,885千円

計画支援概要

都道府県名 愛媛県

(1) 事業主体名	伊方町		
(2) 事業目的	中間処理(リサイクルセンター)ストックヤード整備のため		
(3) 事業名称	伊方町リサイクルセンターストックヤード計画支援事業		
(4) 事業期間	平成28年度		
(5) 事業概要	調査・設計等		
(6) 事業計画額	1,706千円		